

反町公園の魅力アップに向けた サウンディング型市場調査（対話） 実施要領

横浜市では、令和元年9月に「公園における公民連携に関する基本方針」を策定し、これまで以上に多様な主体との連携による公園の利活用を進めていくこととしています。

そのひとつとして、反町公園（神奈川区）において、民間事業者等との連携により公園の魅力アップを実現する可能性を探るため、公園内の施設整備・運営等の対話によるサウンディング型市場調査を実施します。

今回の調査は、魅力アップに資する事業アイデアをお伺いするものであり、その結果を踏まえ、事業者公募の可否や公募する場合の条件等を検討していきます。

●概要

【期 間】令和3年9月1日（水）～9月14日（火）（1グループ1時間程度）

【場 所】神奈川区役所、横浜市役所又は神奈川土木事務所の会議室

※ 日時連絡の際に、具体的な会場をご案内します。

【対象者】自ら施設整備あるいは運営の実施が可能な法人又は法人のグループ等

【方 法】対面形式

※ マスクの着用や参加人数の制限など感染防止対策にご協力をお願いします。

※ ご希望により、書面参加（別紙「提案シート」を利用）も可能です。

●申込

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、お申し込みください。

【申込期間】令和3年8月6日（金）から9月8日（水）まで

【申 込 先】横浜市神奈川区 神奈川土木事務所

Eメール：do-kanagawaiken@city.yokohama.jp

メール件名は【対話参加申込】としてください。

【留意事項】① 対話可能日時を5つ以上選択の上、希望順位もご記入ください。申込みいただき次第、順次日時等をご連絡します。

② 書面参加ご希望の場合でもエントリーシートをご提出ください。なお、提案シートの提出期限は、令和3年9月14日（火）です。

1 対話の対象公園の概要等

(1) 反町公園の概要

所在地・交通	横浜市神奈川区反町1丁目12 東急東横線反町駅から徒歩6分 J R 京浜東北線東神奈川駅から徒歩6分
面積・公園種別	24,130 m ² 近隣公園
用途地域（都市計画法）	商業地域
建ぺい率（都市公園法）	原則2%（上乘せ特例あり）
主な公園施設	ベンチ、遊具、トイレ
管理形態	① 市直営管理（清掃は委託により週5日実施） ② 公園の清掃・除草等の日常的な管理は、公園愛護会が実施
特記事項	園内に認可保育所あり 既存建築物の合計面積 約250 m ²
位置図・案内図	本要領6ページに掲載
平面図（エリア名称等入り）	別添参照

(2) 反町公園の立地環境及び状況

当該公園は、反町駅、東神奈川駅等の複数の駅から徒歩で訪れることができ、利便性に優れています。また、神奈川区役所、アイススケート場、専門学校など様々な施設が集積する人々の往来の多い地域に位置しており、その中における貴重な緑のオープンスペースになっています。

公園の利活用の状況としては、公園の清掃・除草等の日常的な管理は公園愛護会が担っています。また、公園内の認可保育所をはじめ複数の保育所が遊び場として日常的に利用しているほか、神奈川区の中心部に位置することから、区民まつりなど大規模な催事の会場としても利用されています。

一方で、近年、公園内で落書きやいたずら等の行為が複数発生したため、2か所あるトイレの1か所を閉鎖するとともに、こどもの広場周辺に自治会が、防犯カメラを暫定的に設置しています。

(3) 関連する主な計画や公園の位置付け

- ① 横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン「神奈川区まちづくりプラン」



- ② 公園種別における近隣公園の位置づけ (国土交通省HP)

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

(4) 事業アイデアをご提案いただくに当たっての条件

- ① 屋内・外施設が必要な場合は、自らが設置するものとして提案してください。
- ② おまつり広場は、大規模な催事の会場となるため、施設を常設することはできません。(別添平面図に施設を常設できると想定される範囲を示していますので、参考にしてください。なお、最終的な施設設置の可否については、公園管理者に許可が必要です。)
- ③ 施設の設置に伴う費用は、原則として事業者の負担となります。上下水道や電気等のインフラも、原則として既存の引込みとは別に事業者の負担で新規に引込みをお願いします。
- ④ 施設を設置する場合は、原則として、都市公園法第5条に基づく設置許可によることとし、横浜市公園条例による使用料を徴収します。
(参考) 使用料：1か月当たり1㎡につき160円
- ⑤ 単発的なイベント等の利用ではなく、継続的な活用をお願いします。

- ⑥ 利活用するエリアについては、併せて日常の基本的な管理（清掃、小破修繕、防犯・火災対策等）も担っていただきます。
- ⑦ 公園内で活動している公園愛護会や公園内の認可保育所に配慮した提案をお願いします。

2 対話の場で何う内容

- ※ ご意見・ご提案のない項目があっても構いません。
- ※ 説明資料の提出は求めません。必要とお考えになる場合にはご用意いただいても結構です。

- (1) 反町公園に対する評価（長所・短所）
- (2) 公園の魅力アップに資する事業
 - ① 業態、内容、営業時間、魅力アップのポイント
 - ② 施設を設置する場合は、位置、規模（床面積や階数）、想定されるインフラ
 - ③ 複数の事業者による提案の場合は、各事業者の役割分担
- (3) 公園管理への関わりの程度
- (4) 地域への貢献と関わり方
 - 地域が懸念するこどもの広場周辺を中心とした防犯対策
- (5) 事業期間の想定
- (6) 「新しい生活様式」、「ICT（情報通信技術）を活用したサービス向上」、「横浜市の環境施策（例：脱炭素化）」に資する工夫
- (7) 市内事業者の活用
 - 事業主体に限らず、工事、調達等における市内事業者の活用見込
- (8) 事業に当たっての市への要望

3 横浜市が現時点で想定する魅力アップのイメージ

- ・ 飲み物の提供とともに公園内の安全が一層確保される施設や防犯カメラ付き自動販売機の設置
- ・ 全ての子どもが楽しめる遊具（インクルーシブなプレイランド）やソフトコンテンツの提供
- ・ 公園でのヨガ、体操、ダンス、バレエなどの健康づくりのサポート機能
- ・ 公園愛護会や公園内の認可保育所との連携による清掃活動や花植えなど

※ 上記はあくまで想定であり、このほかの新たな利活用アイデアもお待ちしています。

4 留意事項

(1) 対話参加の扱い

対話への参加実績は、事業者募集が行われた場合の評価の対象とはなりません。

(2) 対話内容の扱い

対話でお伺いした内容は、今後の事業者公募の検討の参考とさせていただきます。

(3) 対話に関する費用

対話に要する費用は、恐れ入りますが参加事業者の負担とします。

(4) 実施結果の公表

- ① 公表に際して、あらかじめ参加事業者に表現の確認を行います。
- ② 対話内容等を簡潔化し、結果概要としてウェブサイト等で公表します。
- ③ 参加事業者名は、公表しません。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体
- ② 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ③ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

5 お問合せ先

(1) 対話実施に関して

横浜市神奈川区 神奈川土木事務所

所在地：横浜市神奈川区神大寺二丁目 28-22

電話番号：045-491-3363

ファクス：045-491-7205

Eメール：do-kanagawaiken@city.yokohama.jp

(2) 公園における公民連携に関する基本方針に関して

横浜市環境創造局公園緑地管理課

所在地：横浜市中区本町六丁目 50-10

電話番号：045-671-3847

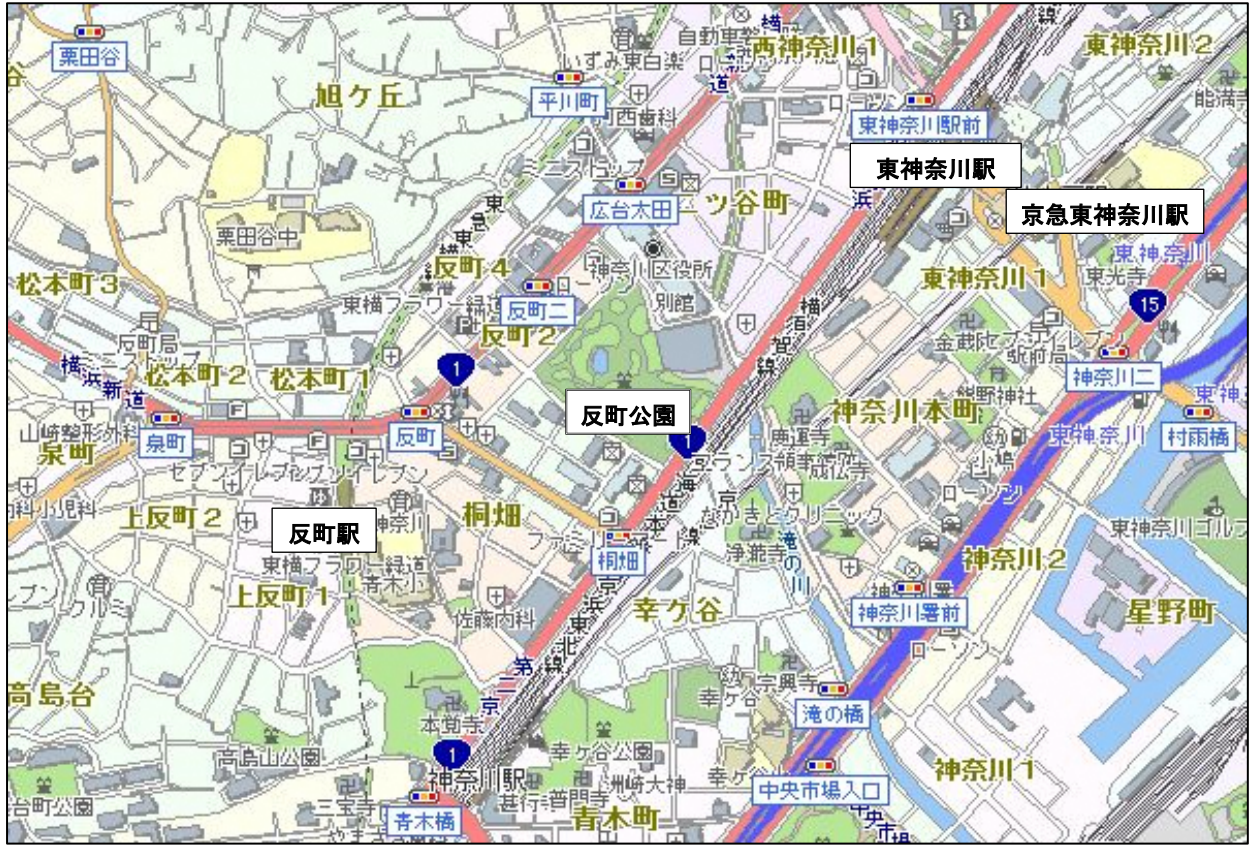
ファクス：045-550-3916

Eメール：ks-koenppp@city.yokohama.jp



この事業は、「Park-PPP Yokohama（略称：PXP）」（公園緑地管理課
公民連携担当）との連携により進めています。

<位置図>



<案内図>

